

「信金 de サポート」・教育ローン(しんきん保証基金付)

(長崎県保険医協会 会員専用商品)

令和5年7月3日現在

| | |
|-------------|--|
| 商 品 名 | 信金 de サポート・教育ローン |
| ご利用いただける方 | 当金庫が適当と判断し、当金庫の営業区域内に居住する方または勤労に従事する方で次の条件を満たされる方 (1)長崎県保険医協会の会員の方 (2)年齢が満20歳以上の方 (3)安定継続した収入がある方 (4)(一社)しんきん保証基金の保証が得られる方 |
| お 使 い み ち | お申込人またはお申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金 ※①および②は、申込日時点で支払日から3か月以内のものに限り支払済資金も可 ① 就学する学校等への納付金(最長1年分) ※「学校等」とは、国内・海外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの ※「納付金」には、寄付金、学校債、いわゆる滑り止め受験で合格した学校等への入学金を含む ② 就学にかかる付帯費用(最長1年分、100万円以内) ※「付帯費用」とは、受験費用、教材費、下宿費用(敷金・礼金・家賃)、交通費、入学・卒業に伴う引越費用等 ③ 申込人が①または②を用途として自信用金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローンの借換え資金(基金保証付教育カードローンは除く)および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 |
| ご 融 資 金 額 | 1,000万円以内 ※(一社)しんきん保証基金の保証付既往残高を含みます。 |
| ご 利 用 期 間 | 3か月以上20年以内 |
| ご 融 資 利 率 | 固定金利1.45%または1.55%(保証料込) ※最優遇金利1.45%の適用には、しんきん保証基金保証付カードローンの契約が条件となります。 |
| ご 返 済 方 法 | 契約時に指定した返済用口座より毎月元金均等・元利均等割賦返済(元金返済据置期間は卒業予定月まで)とし、ご融資金額の50%以内につき6か月毎の増額(ボーナス)返済併用も可能とします。 |
| 保 証 人 ・ 担 保 | (一社)しんきん保証基金が保証しますので保証人・担保は不要です。 |
| 必 要 書 類 | (1)本人確認資料 |

| | |
|---------------|--|
| | <p>(2)公的所得証明書、源泉徴収票、税務署・市町村の收受印のある確定申告書、年金裁定通知書のいずれかの写し。*お勤めが1年未満の方は給与明細でも可能です。</p> <p>(3)注文書または見積書(お使いみちが確認できる書類)</p> <p>(4)ご通帳・ご印鑑</p> <p>(5)借り換えの場合は残高及びご返済状況を確認できる書類</p> <p>(6)付帯費用の場合は、合格通知・在学証明書、パンフレット等が必要となります。</p> <p>(7)その他当金庫が必要とする書類</p> <p>(8)医師・歯科医師免許証の写し</p> |
| 手数料・保証料 | 当金庫所定の手数料をお支払いただきます。 |
| 苦情処理措置・紛争解決措置 | <p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務部コンプライアンス課(9時～17時、電話:0957-27-0088)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話:092-741-3208)、北九州法律相談センター(電話:093-561-0360)、久留米センター(電話:0942-30-0144)の福岡県弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p> |
| その他 | <p>(1)お申し込みには事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>(2)ご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫の本支店までお問合せください。</p> |